



山形県公報

平成17年2月1日(火)
第1615号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則..... (保健業務課) ...83

### 告 示

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ...93  
土地改良区の合併の認可..... (庄内総合支庁農村計画課) ...同  
山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程..... (森 林 課) ...同  
保安林内の皆伐面積の限度..... ( 同 ) ...94  
道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...96  
同..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...同  
昭和57年9月県告示第1605号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正..... (河川砂防課) ...97

### 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則等の一部を改正する規則.....98

### 公 告

一般競争入札の公告..... (建設企画課) ...同

## 規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第1号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和40年12月県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年12月県条例第67号」を「昭和23年12月県条例第67号。以下「条例」という。」に改める。

第1条の2に次の1号を加える。

(6) 条例第3条第1項第13号の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理に関すること。

第2条第1号中「営業所」を「営業施設」に改め、「を明記の」を「が明記され、循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに条例第2条第1項第17号口及び八の基準を満たすことが明示されたものである」に改め、同条第2号中「営業所」を「営業施設」に改め、「附近」を「付近」に改め、「を明記の」を「が明記されたものである」に改め、同条第3号中「所有主」を「所有者」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 条例第2条第1項第16号に規定する場合は、同号に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類

(5) 条例第3条第1項第25号に規定する衛生管理に係る責任者の住所及び氏名

第3条に次の1号を加える。

(4) 条例第3条第1項第13号の規定による届出に係る届出書 別記様式第4号  
第3条の次に次の5条を加える。

(水質の基準)

第4条 条例第2条第1項第16号に規定する規則で定める水質の基準は、別表第1の左欄に掲げる項目につき、同表の右欄に掲げる方法によつて行う水質検査において、同表の中欄に掲げるとおりとする。

2 条例第3条第1項第12号に規定する規則で定める水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる項目につき、同表の右欄に掲げる方法によつて行う水質検査において、同表の中欄に掲げるとおりとする。

(浴槽水の水質検査)

第5条 条例第3条第1項第13号に規定する浴槽水の水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

- (1) 新たに営業を開始した場合又は循環ろ過装置を設置している浴槽を新たに設置し、若しくは既存の浴槽に新たに循環ろ過装置を設置した場合 浴槽の使用を開始した日から起算して1箇月以内に1回以上
- (2) 循環ろ過装置を設置していない浴槽及び毎日完全に換水している浴槽の浴槽水 1年に1回以上
- (3) 循環ろ過装置を設置している浴槽の浴槽水であつて1日以上使用しているもの 1年に2回以上(浴槽水の消毒方法が塩素系薬剤によるものでない場合は、1年に4回以上)

(塩素系薬剤による消毒を行う浴槽)

第6条 条例第3条第1項第19号前段に規定する規則で定める場合は、循環ろ過装置を設置していない場合で、かつ、浴槽水が第4条第2項の水質の基準に適合しない場合とする。

(遊離残留塩素濃度の基準)

第7条 条例第3条第1項第19号前段で規定する規則で定める基準は、1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とする。ただし、浴槽の利用状況により当該基準の維持が困難であると認められる場合は、1リットル中0.2ミリグラム以上1.0ミリグラム以下とする。

(遊離残留塩素濃度の基準を適用しない場合)

第8条 条例第3条第1項第19号後段で規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 水素イオン濃度(以下「pH値」という。)が高いこと、鉄、マンガン、硫化物等の物質を多く含むことその他浴槽水の性質により塩素系薬剤による消毒の効果が著しく減弱される場合
- (2) 塩素系薬剤による消毒と同等の効果を有する他の殺菌方法を行う場合

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

| 項 目           | 基 準                          | 方 法                                     |
|---------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 色 度           | 5度以下であること。                   | 比色法又は透過光測定法                             |
| 濁 度           | 2度以下であること。                   | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法      |
| p H 値         | 5.8以上8.6以下であること。             | ガラス電極法又は比色法                             |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。        | 滴定法                                     |
| 大 腸 菌 群       | 50ミリリットル中に検出されないこと。          | 乳糖ブイヨン-プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| レ ジ オ ネ ラ 属 菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法                          |

別表第2

| 項 目           | 基 準                          | 方 法            |
|---------------|------------------------------|----------------|
| レ ジ オ ネ ラ 属 菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

別記様式第1号中「山形県知事 氏名 殿」を「保健所長 殿」に、「第2条」を「第2条第1項」に改め、同様式第4項の次に次の1項を加える。

5 衛生管理に係る責任者の住所及び氏名

別記様式第1号中

「 添付書類

- 1 法人にあつては定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする平面図及び断面図(縮尺を明記のこと。) を
- 3 営業所を中心とする隣接公衆浴場との距離及び附近300メートル半径の略図(縮尺を明記のこと。)
- 4 営業用建物及び敷地が他人の所有であるときは所有者の承諾書 」

「(注) 次の書類を添付すること。

- 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備を明らかにする平面図及び断面図(縮尺が明記され、循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに公衆浴場法施行条例(昭和23年12月県条例第67号。以下「条例」という。)第2条第1項第17号ロ及びハの基準を満たすことが明示されたものであること。
- 3 営業施設を中心とする隣接公衆浴場との距離及び附近300メートル半径の略図(縮尺が明記された に改め、ものであること。)
- 4 営業用建物及び敷地が他人の所有であるときは所有者の承諾書
- 5 条例第2条第1項第16号に規定する場合は、同号に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類 」

同様式の別紙を次のように改める。

別紙

営業施設の構造設備の概要

1 構造

鉄筋コンクリート 木造モルタル 木造 階建

2 脱衣場

|                      | 男 子 用 | 女 子 用 |
|----------------------|-------|-------|
| 面 積(m <sup>2</sup> ) |       |       |
| 脱衣棚(かご)(個)           |       |       |

3 浴室

|           | 男 子 用 | 女 子 用 |
|-----------|-------|-------|
| 天井の高さ(m)  |       |       |
| 窓までの高さ(m) |       |       |
| 目 隠 し     | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 湯 気 抜 き 窓 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 洗場の床の種類   |       |       |
| 洗場の床のこう配  |       |       |

|                        |       |       |
|------------------------|-------|-------|
| 洗場の面積(m <sup>2</sup> ) |       |       |
| 内壁の高さ(m)               |       |       |
| カ ラ ン(個)               | 湯栓 水栓 | 湯栓 水栓 |
| シ ャ ワ ー(個)             |       |       |
| 打 た せ 湯(基)             |       |       |
| 洗 い お け(個)             |       |       |
| 腰 掛(個)                 |       |       |
| 飲 料 水                  | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

## 4 浴槽

| 名 称                                       | 男 子 用                |              | 女 子 用        |              |
|-------------------------------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|
|                                           | 面 積(m <sup>2</sup> ) |              |              |              |
| 深 さ(m)                                    |                      |              |              |              |
| 洗場の床上の高さ(cm)                              |                      |              |              |              |
| 踏 段 の 幅(cm)                               |                      |              |              |              |
| 設置している循環ろ過装置の名称及びろ過能力(m <sup>3</sup> /時間) |                      |              |              |              |
| 気泡発生装置(有の場合はその種類)                         | 有 ・ 無<br>( )         | 有 ・ 無<br>( ) | 有 ・ 無<br>( ) | 有 ・ 無<br>( ) |

## 5 蒸気又は熱気を使用する浴室

|                      |       | 男 子 用 | 女 子 用 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 面 積(m <sup>2</sup> ) |       |       |       |
| ガ ラ ス 窓              | 縦(cm) |       |       |
|                      | 横(cm) |       |       |
| 温 度 計 の 有 無          |       | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 温 度 調 整 器 の 有 無      |       | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

## 6 用水の種類

|       |   | 男 子 用 | 女 子 用 |
|-------|---|-------|-------|
| 水     | 栓 |       |       |
| 湯     | 栓 |       |       |
| シ ャ ワ | ー |       |       |
| 打 た せ | 湯 |       |       |
| 原     | 湯 |       |       |
| 原     | 水 |       |       |

(注) 原湯又は原水の用水が浴槽によつて異なる場合は、浴槽の名称をカッコ書きして記載すること。

7 貯湯槽 有(  $m^3$  )・無

8 燃料の種類

まき 石炭 おがくず 油

9 湯の更新方法及び汚水排除方法

10 換気の方法

自然(開閉できる窓の面積  $m^2$ )・機械

11 照 明

|            | 男 子 用 | 女 子 用 |
|------------|-------|-------|
| 脱 衣 場(ルクス) |       |       |
| 浴 室(ルクス)   |       |       |
| 便 所(ルクス)   |       |       |

12 便 所

|          | 男 子 用 |       | 女 子 用 |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|
|          | 水 洗 式 | くみ取り式 | 水 洗 式 | くみ取り式 |
| 大 便 用(個) |       |       |       |       |
| 小 便 用(個) |       |       |       |       |

13 げた箱

男子用 個 女子用 個

14 くず入れ

男子用 有( 個 )・無 女子用 有( 個 )・無

15 その他

別記様式第2号(1)から別記様式第3号(2)までの規定中「保健所長 氏名 殿」を「保健所長 殿」に改める。  
別記様式第3号(2)の次に次の1様式を加える。

様式第4号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

## 浴槽水の水質検査結果届出書

浴槽水の水質検査の結果、下記のとおりレジオネラ属菌が検出されたので、公衆浴場法施行条例第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

## 記

|                  |           |                     |  |         |  |
|------------------|-----------|---------------------|--|---------|--|
| 施設 の 名 称         |           |                     |  |         |  |
| 施設 の 所 在 地       |           |                     |  |         |  |
| 検 体 採 取 日        |           | 年 月 日               |  | 検査結果判明日 |  |
|                  |           | 年 月 日               |  | 年 月 日   |  |
| 検<br>査<br>結<br>果 | 浴 槽 の 名 称 | 検 査 結 果 (cfu/100ml) |  | 備 考     |  |
|                  |           |                     |  |         |  |
|                  |           |                     |  |         |  |
|                  |           |                     |  |         |  |
|                  |           |                     |  |         |  |
| 検査結果判明後にとった措置    |           |                     |  |         |  |

(注)水質検査の結果を証明する書類を添付すること。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和33年8月県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 条例別表第2第2項の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理をすること。

第5条に次の1号を加える。

(5) 国籍及び旅券番号(日本に住所を持たない外国人に限る。)

第6条の次に次の5条を加える。

(水質の基準)

第7条 条例別表第1第3項に規定する規則で定める水質の基準は、別表第1の左欄に掲げる項目につき、同表の右欄に掲げる方法によつて行う水質検査において、同表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

2 条例別表第2第1項に規定する規則で定める水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる項目につき、同表の右欄に掲げる方法によつて行う水質検査において、同表の中欄に掲げるとおりとする。

(浴槽水の水質検査)

第8条 条例別表第2第2項に規定する浴槽水の水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

- (1) 新たに営業を開始した場合又は循環ろ過装置を設置している浴槽を新たに設置し、若しくは既存の浴槽に新たに循環ろ過装置を設置した場合 浴槽の使用を開始した日から起算して1箇月以内に1回以上
- (2) 循環ろ過装置を設置していない浴槽及び毎日完全に換水している浴槽の浴槽水 1年に1回以上
- (3) 循環ろ過装置を設置している浴槽の浴槽水であつて1日以上使用しているもの 1年に2回以上(浴槽水の消毒方法が塩素系薬剤によるものでない場合は、1年に4回以上)

2 条例別表第2第2項の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

(塩素系薬剤による消毒を行う浴槽)

第9条 条例別表第2第8項前段で規定する規則で定める場合は、循環ろ過装置を設置していない場合で、かつ、浴槽水が第7条第2項の水質の基準に適合しない場合とする。

(遊離残留塩素濃度の基準)

第10条 条例別表第2第8項前段に規定する規則で定める基準は、1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とする。ただし、浴槽の利用状況により当該基準の維持が困難であると認められる場合は、1リットル中0.2ミリグラム以上1.0ミリグラム以下とする。

(遊離残留塩素濃度の基準を適用しない場合)

第11条 条例別表第2第8項後段に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 水素イオン濃度(以下「pH値」という。)が高いこと、鉄、マンガン、硫化物等の物質を多く含むことその他浴槽水の性質により塩素系薬剤による消毒の効果が著しく減弱される場合
- (2) 塩素系薬剤による消毒と同等の効果を有する他の殺菌方法を行う場合

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

| 項 目           | 基 準                          | 方 法                                     |
|---------------|------------------------------|-----------------------------------------|
| 色 度           | 5度以下であること。                   | 比色法又は透過光測定法                             |
| 濁 度           | 2度以下であること。                   | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法      |
| p H 値         | 5.8以上8.6以下であること。             | ガラス電極法又は比色法                             |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。        | 滴定法                                     |
| 大腸菌群          | 50ミリリットル中に検出されないこと。          | 乳糖ブイヨン-プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| レジオネラ属菌       | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法                          |

別表第2

| 項 目     | 基 準                          | 方 法            |
|---------|------------------------------|----------------|
| レジオネラ属菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

別記様式第1号中「保健所長 氏名 殿」を「保健所長 殿」に改め、同様式第5項の次に次の1項を加える。

6 衛生管理に係る責任者の住所及び氏名

別記様式第1号の備考第2項中「図面」を「図面(循環ろ過装置を設置する場合は、その循環の経路並びに旅館業法施行条例(以下「条例」という。)別表第1第4項第2号及び第3号の基準を満たすことが明示されたものであること。)」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 条例別表第1第3項に規定する場合は、同項に規定する水質の基準に関する検査の結果を証明する書類

別記様式第1号の別紙を次のように改める。

別紙

営業施設の構造設備の概要

1 構造

鉄筋コンクリート 木造モルタル 木造 階建

2 客室

天井の高さ メートル 窓面積は床面積の 分の1

| 客室名 | 室数(室) | 形態 | 床面積<br>(㎡) | 有効床<br>面積(㎡) | 定員(人) | 浴室の<br>有 無 | 洗面所の<br>有 無 | 便所の<br>有 無 |
|-----|-------|----|------------|--------------|-------|------------|-------------|------------|
|     |       |    |            |              |       | 有・無        | 有・無         | 有・無        |
|     |       |    |            |              |       | 有・無        | 有・無         | 有・無        |
| 計   |       |    |            |              |       |            |             |            |

階層式寝台上段下段の間隔                      メートル

階層式寝台の幅及び長さ 幅                      メートル  
長さ                      メートル

階層式寝台                                              台

寝具数                                                      組

3 照明

客室、応接室及び食堂                      ルクス

調理場及び配せん室                      ルクス

浴室、洗面所及び便所                      ルクス

廊下及び階段                                      ルクス

4 共同浴室

| 名 称                                               |            |            |            |            |            |            |            |            |
|---------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 男子用・女子用<br>・共用の別                                  |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 面 積(㎡)                                            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 水栓の数(個)                                           |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 湯栓の数(個)                                           |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 打たせ湯の有無                                           | 有 ・ 無      |            |            |            | 有 ・ 無      |            |            |            |
| 浴槽の名称                                             |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 設置している循環ろ<br>過装置の名称及びろ<br>過能力(m <sup>3</sup> /時間) |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 気泡発生装置(有の<br>場合はその種類)                             | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) | 有・無<br>( ) |



## 5 共同浴室の使用水の種類

| 浴室の名称 | 水栓 | 湯栓 | シャワー | 打たせ湯 | 浴槽の名称 | 原湯 | 原水 |
|-------|----|----|------|------|-------|----|----|
|       |    |    |      |      |       |    |    |
|       |    |    |      |      |       |    |    |
|       |    |    |      |      |       |    |    |
|       |    |    |      |      |       |    |    |

## 6 客室浴室の使用水の種類

| 客室の区分 | 水栓 | 湯栓 | シャワー | 原湯 | 原水 | 循環ろ過装置<br>使用の有無 |
|-------|----|----|------|----|----|-----------------|
|       |    |    |      |    |    | 有・無             |
|       |    |    |      |    |    | 有・無             |

## 7 貯湯槽の有無 有(立方メートル)・無

## 8 共同洗面所

| 設置階 | 設置数(箇所) | 水栓数(個) | 湯栓数(個) | 使用水の種類 | 滅菌の有無 |
|-----|---------|--------|--------|--------|-------|
|     |         |        |        |        | 有・無   |
|     |         |        |        |        | 有・無   |
|     |         |        |        |        | 有・無   |
| 計   |         |        |        |        |       |

## 9 客室の使用水の種類

| 客室の区分 | 種類 | 滅菌の有無 |
|-------|----|-------|
|       |    | 有・無   |
|       |    | 有・無   |

## 10 調理場の使用水の種類

| 調理場の区分 | 種類 | 滅菌の有無 |
|--------|----|-------|
|        |    | 有・無   |
|        |    | 有・無   |

11 共同便所の便器数

| 設置階 | 男子用    |        | 女子用(個) | 共用     |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 大使用(個) | 小使用(個) |        | 大使用(個) | 小使用(個) |
|     |        |        |        |        |        |
|     |        |        |        |        |        |
|     |        |        |        |        |        |
| 計   |        |        |        |        |        |

12 寝具格納室 室 平方メートル

13 従業員室 室 平方メートル

14 その他

別記様式第2号(その1)から別記様式第4号までの規定中「保健所長 氏名 殿」を「保健所長 殿」に改める。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

浴槽水の水質検査結果届出書

浴槽水の水質検査の結果、下記のとおりレジオネラ属菌が検出されたので、旅館業法施行条例別表第2第2項の規定により届け出ます。

記

|                  |           |                     |         |       |  |
|------------------|-----------|---------------------|---------|-------|--|
| 施設の名 称           |           |                     |         |       |  |
| 施設の所在地           |           |                     |         |       |  |
| 検 体 採 取 日        |           | 年 月 日               | 検査結果判明日 | 年 月 日 |  |
| 検<br>査<br>結<br>果 | 浴 槽 の 名 称 | 検 査 結 果 (cfu/100ml) |         | 備 考   |  |
|                  |           |                     |         |       |  |
|                  |           |                     |         |       |  |
|                  |           |                     |         |       |  |
|                  |           |                     |         |       |  |
| 検査結果判明後にとった措置    |           |                     |         |       |  |

（注）水質検査の結果を証明する書類を添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第13項第1号に次のように加える。

へ 旅館業法施行条例別表第2第2項の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理に関すること

別表保健所長の項第15項第1号に次のように加える。

へ 公衆浴場法施行条例第3条第1項第13号の規定による浴槽水の水質検査の結果の届出の受理に関すること

## 告 示

### 山形県告示第89号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程（昭和37年2月県告示第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第55条第1号」を「第55条」に改める。

別表算定基準の項第1号中「474円」を「472円」に改め、同項第2号中「501円」を「499円」に改め、同項第3号中「6,447円」を「6,336円」に、「5,005円」を「4,905円」に、「1,710円」を「1,695円」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成16年度分以後の補助金について適用する。

### 山形県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 合併により設立する土地改良区の名称

庄内赤川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

3 合併により解散する土地改良区の名称

(1) 青龍寺川土地改良区

(2) 中川土地改良区

(3) 天保大川土地改良区

4 認可年月日

平成17年2月1日

### 山形県告示第91号

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林造林事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する団体（以下「7号団体」を「掲げるもの（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2

項に規定する施業実施協定に係るものに限る。)を受けた同項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「特定非営利活動法人等」という。) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「8号団体」に改める。

第2条の表中

|             |          |                                                                               |   |
|-------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|---|
| 流域公益保全林整備事業 | 育成単層林整備  | 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、公益法人及び7号団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 | を |
|             | 育成複層林整備  |                                                                               |   |
|             | 特定間伐     |                                                                               |   |
|             | 長期育成循環整備 |                                                                               |   |

|             |          |                                                                                         |    |
|-------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 流域公益保全林整備事業 | 育成単層林整備  | 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、8号団体、公益法人、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 | に、 |
|             | 育成複層林整備  |                                                                                         |    |
|             | 特定間伐     |                                                                                         |    |
|             | 長期育成循環整備 |                                                                                         |    |

「公益法人及び7号団体を除く。)」を「8号団体及び公益法人を除く。）」及び特定非営利活動法人等に、

|                                                                               |   |                                                                              |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------|----|
| 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、7号団体及び森林施業計画の認定を受けた者                     | を | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、8号団体及び森林施業計画の認定を受けた者         | に改 |
| 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、公益法人及び7号団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 |   | 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、8号団体、公益法人、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 |    |
| 市町村、森林組合、森林所有者、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び7号団体                                    |   | 市町村、森林組合、森林所有者、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び8号団体                                   |    |
| 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び7号団体                                    |   | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び8号団体                                   |    |
| 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び7号団体                                            |   | 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等及び8号団体                                |    |

める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成16年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第92号

平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |                | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|----------------|---------|
|                                 |                | ヘクタール   |
| 日 向 川                           | 水 源 かん 養 保 安 林 | 151.74  |
| 相 沢 川                           | 同              | 0.98    |
| 田 川 地 区                         | 同              | 362.33  |
| 五十川 ~ 鼠ヶ関                       | 川              | 2.76    |
| 鮭                               | 川              | 148.04  |
| 小 国 川                           | 同              | 11.79   |

|            |   |      |       |  |        |
|------------|---|------|-------|--|--------|
| 銅山川 ~ 角川   | 同 |      |       |  | 72.83  |
| 北村山地区      | 同 |      |       |  | 199.51 |
| 寒河江川       | 同 |      |       |  | 59.20  |
| 月布川 ~ 朝日川  | 同 |      |       |  | 2.46   |
| 山形地区       | 同 |      |       |  | 177.11 |
| 白荒置賜地区     | 同 |      |       |  | 386.74 |
| 置賜地区       | 同 |      |       |  | 145.29 |
| 前日向沢川地区    | 同 | 土砂流出 | 防備保安林 |  | 25.04  |
| 相沢川地区      | 同 |      |       |  | 10.96  |
| 田川地区       | 同 |      |       |  | 13.58  |
| 五十川 ~ 鼠ヶ関川 | 同 |      |       |  | 292.64 |
| 鮭小国川       | 同 |      |       |  | 138.03 |
| 銅山川 ~ 角川   | 同 |      |       |  | 28.18  |
| 北村山地区      | 同 |      |       |  | 31.69  |
| 寒河江川       | 同 |      |       |  | 31.77  |
| 月布川 ~ 朝日川  | 同 |      |       |  | 427.22 |
| 山形地区       | 同 |      |       |  | 51.16  |
| 白荒置賜地区     | 同 |      |       |  | 25.33  |
| 置賜地区       | 同 |      |       |  | 112.19 |
| 前遊佐田町      | 同 | 飛砂防  | 備保安林  |  | 482.19 |
| 酒田         | 同 |      |       |  | 68.96  |
| 鶴遊佐田町      | 同 | 防風   | 保安林   |  | 283.46 |
| 酒田         | 同 |      |       |  | 37.83  |
| 八幡田町       | 同 | 干害防  | 備保安林  |  | 22.84  |
| 平鶴岡日川町     | 同 |      |       |  | 22.39  |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 3.74   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 0.62   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 0.06   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 3.70   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 4.28   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 3.77   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 4.71   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 1.14   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 2.46   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 18.22  |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 1.52   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 1.03   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 13.81  |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 1.97   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 3.14   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 4.45   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 8.96   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 1.58   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 10.93  |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 2.78   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 3.69   |
| 立藤戸舟       | 同 |      |       |  | 4.51   |
| 朝立藤戸舟      | 同 |      |       |  | 11.39  |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 飯 | 豊 | 町 |   |   |   |   |   |   | 1.07  |
| 白 | 鷹 | 町 |   |   |   |   |   |   | 1.12  |
| 高 | 畠 | 町 |   |   |   |   |   |   | 14.99 |
| 鶴 | 岡 | 市 | 魚 | つ | き | 保 | 安 | 林 | 5.34  |
| 朝 | 日 | 村 | 保 | 健 |   | 保 | 安 | 林 | 0.06  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   |   |   |   | 0.26  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   |   |   |   | 0.61  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   |   |   |   | 24.57 |
| 尾 | 花 | 沢 |   |   |   |   |   |   | 3.34  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   |   |   |   | 18.14 |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   |   |   |   | 6.40  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   |   |   |   | 16.51 |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   |   |   |   | 0.79  |

山形県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年2月1日から同年2月14日まで縦覧に供する。

平成17年2月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長      |
|--------------------|---|------|------------------|---------|
| 山形市大字滝平字本屋敷256番1から |   | 旧    | 36.0メートル         | 530メートル |
| 同 大字滝平字内ノ沢909番11まで |   |      | 5.8              |         |
| 同                  | 上 | 新    | 43.0メートル<br>10.4 | 同上      |

山形県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年2月1日から同年2月14日まで縦覧に供する。

平成17年2月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 348号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長     |
|------------------------|---|------|------------------|--------|
| 西置賜郡白鷹町大字十王字天神4277番1から |   | 旧    | 63.8メートル         | 48メートル |
| 同 4265番1まで             |   |      | 36.5             |        |
| 同                      | 上 | 新    | 23.5メートル<br>21.8 | 同上     |

山形県告示第95号

昭和57年9月県告示第1605号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成17年2月1日

山形県知事 高橋和雄

第7項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から25号までを順次結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村  | 字    | 地番        | 標柱番号       |
|-----|-----|------|-----------|------------|
| 最上郡 | 舟形町 | 長沢平石 | 4022-1    | 1号         |
|     |     |      | 4022-1地先  | 2号         |
|     |     |      | 4022-8地先  | 3号         |
|     |     |      | 4022-3地先  | 4号         |
|     |     |      | 1171-2地先  | 5号         |
|     |     |      | 1152-10地先 | 6号及び7号     |
|     |     |      | 1151-2地先  | 8号         |
|     |     |      | 1151-5地先  | 9号         |
|     |     |      | 1107-2地先  | 10号        |
|     |     |      | 1107-6地先  | 11号から13号まで |
|     |     |      | 1107-6    | 14号        |
|     |     |      | 1088-7地先  | 15号        |
|     |     |      | 1088-3    | 16号及び17号   |
|     |     |      | 1104-1    | 18号        |
|     |     |      | 1106-2    | 19号        |
|     |     |      | 1141-1    | 20号        |
|     |     |      | 1151-1    | 21号        |
|     |     |      | 1151-2    | 22号        |
|     |     |      | 1170-2    | 23号        |
|     |     |      | 1171-6    | 24号        |
|     |     |      | 4022-3    | 25号        |

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年2月1日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第2号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則等の一部を改正する規則

(山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正)

第1条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則(昭和61年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第6号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第3条 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則(平成15年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

別記様式第1号の2(裏)中「が破産」を「についての破産手続開始の決定」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県電子入札システム開発及び運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成17年3月14日(月) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子入札システム開発及び運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する委託料の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次の2号に掲げる要件を満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(3)の要件を満たす者であること。



- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 国、地方共同団体、公団等から、当該システムと類似のシステムに係る開発業務を請け負った実績があること(共同企業体の構成員として当該業務を請け負い、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。)を証明できること。
- (3) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
  - ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)の要件を満たしていること。
  - ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 土木部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2175
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 当該入札に参加する者の見積もる金額の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。ただし、当該価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) 入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書及び3の(2)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては3の(3)に係る事項を証明する書類とする。以下「証明書等」という。)を平成17年2月25日(金)までに提出すること。この場合において、当該証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be procured: Yamagata Prefecture Electronic Bidding System 1set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 14, 2005
  - (3) Contact point for the notice: Public Works Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2175

平成17年2月1日印刷  
平成17年2月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056